

事務所通信

澤口会計事務所

5月号

2012年 4月27日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-67-0948 FAX 0422-67-0964

E-mail sawaguchi-kaikai@parkcity.ne.jp

税理士 澤口 豊

<雇用促進税制～税額控除制度～>

青色申告書を提出する事業者が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人事業者の場合は平成24年から平成26年までの各年)で雇用者数を増加させた場合において、下記要件を満たしている場合には、雇用者数1人あたり20万円の特別税額控除の適用があります。ただし、税額の10%(中小企業社等については20%)相当額を限度とします。

- (1) 当期末(又は当年末)の雇用者数が前期末(又は前年末)の雇用者数より5人以上(中小企業社等については2人以上)増加していること。
- (2) (1)の増加割合が10%以上であること(この割合を「基準雇用者割合」といいます)。

$$\begin{aligned} \text{※基準雇用者割合} &= (\text{当期末(又は当年末)の雇用者数} - \text{前期末(又は前年末)の雇用者数}) \\ &\div \text{前期末(又は前年末)の雇用者数} \end{aligned}$$

- (3) 当期(又は当年)に支給する給与の額が、比較給与等支給額以上であること。

$$\text{※比較給与等支給額} = \text{前期(又は前年)の給与の額} \times (1 + \text{基準雇用者割合} \times 30\%)$$

- (4) 事業主の都合による離職者がいないこと。
- (5) 風俗営業等を営む事業主でないこと

対象となる雇用者は雇用保険に加入の従業員です。従ってパート、アルバイトなどで雇用保険に加入していない従業員は上記計算の対象から外れます。また役員及び役員の特殊関係者は雇用者に含みません。

この適用を受ける場合はハローワークで以下の手続きをする必要があります。

- (1) 事業年度開始後2ヶ月以内に「雇用促進計画書」を提出
 - (2) 事業年度終了後2ヶ月以内(個人事業主は3/15まで)に雇用促進計画の達成状況を確認請求
- (2)の請求により各都道府県労働局から「雇用促進計画-1」が返送されます。この書類を確定申告書に添付して申告することで本特例の適用を受けることができます。

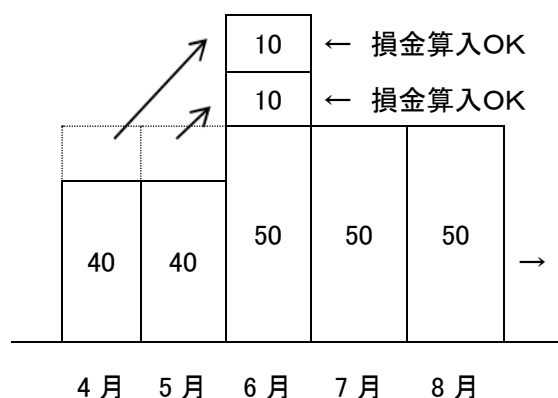
<役員報酬～事業年度の途中での増減～>

法人が役員に対して支給する給与は、「定期同額給与」、「事前確定届出給与」、「利益連動給与」を除き、損金の額に算入されません。

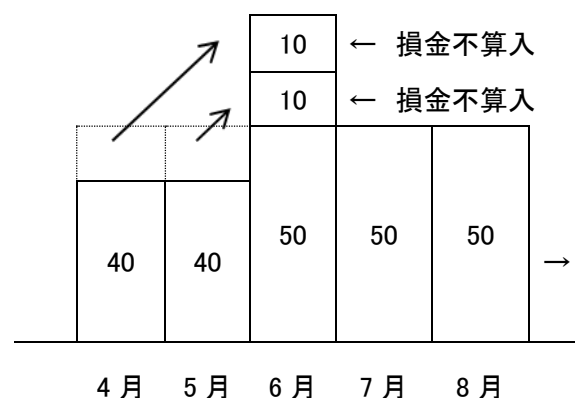
「定期同額給与」は定時株主総会等で決定されたものに基づき支給されるのが一般的です。定時株主総会は年1回、ほぼ同時期に行われるので1年間は同額の役員報酬が支給されます。

以下、3月決算の法人で5月に定時株主総会を開催、決定した役員報酬を6月から支給するケースを例に説明します。平成18年の改正前までは4月に遡って増額支給することが認められていました(役員報酬を4月に遡って40万円から50万円に増額、差額分の10万円×2ヵ月分を6月支給の50万円に加算して支給)。現行税制では遡及支給したものは損金不算入です。

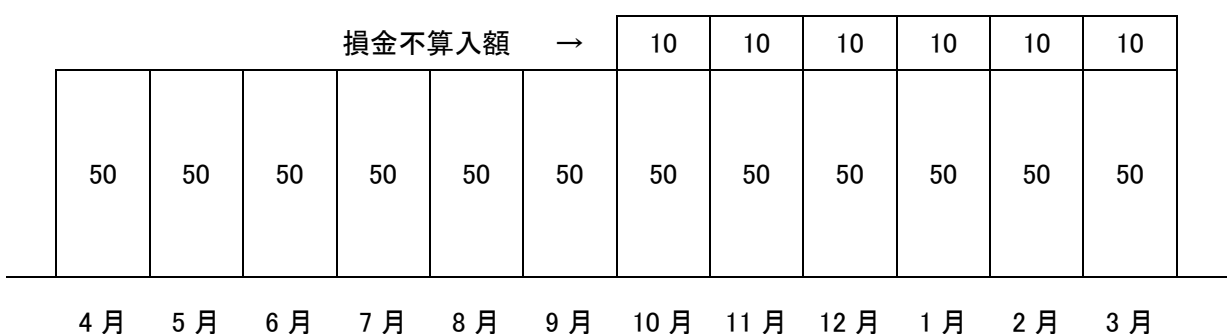
旧税制



現行税制



上記以外の理由により、期の途中で役員報酬を増額した場合は原則として増額分については損金の額に算入されません。ただし、新たな就任、地位変更などやむを得ない事情があればこの限りではありません。



期の途中で減額した場合、原則として減額前と減額後の差額相当額が上記と同様に損金の額に算入されません。ただし、会社の経営が著しく悪化したことその他これに類する理由により改定された場合はこの限りではありません。

「事前確定届出給与」とは、事前に支給時期、支給額を税務署長に届け出て支給する場合の給与です。例えば従業員と同様に年末にボーナスを支給したい場合などに利用します。「利益連動給与」とは同族会社以外の法人のみ適用ができる制度で、利益に連動して支給される給与です。

<減価償却～他人の建物について行った内部造作～>

建物を賃借して店舗、飲食店などを始めることはよくあります。相当費用をかけて内部造作をすることが多くありますが、会計上は減価償却の対象となり資産として計上する必要があります。

使用する勘定科目ですが、電気設備、給排水設備、冷暖房設備、店用簡易装備などであれば「建物付属設備」を使用します。それ以外は「建物」を使用します。

適用される耐用年数ですが、「建物付属設備」は設備ごとに次のように決められています。

建物付属設備の耐用年数(一部抜粋)

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6年
	その他のもの	15年
給排水、衛生、ガス設備		15年
冷暖房設備	出力 22kw以下	13年
	その他のもの	15年
店用簡易装備		3年

「建物」(建物付属設備以外の内部造作)については、賃借した建物の耐用年数、造作の種類、用途、使用材質等を勘案して合理的に見積もった耐用年数とします。

合理的な見積もり方法の例を以下に示します。

(単位:円)

種類	取得価額	個別年数(年)	年間償却額
陳列棚	400,000	8	50,000
床タイル工事	800,000	10	80,000
木造内装工事	880,000	22	40,000
合計	2,080,000		170,000
耐用年数 $2,080,000 \div 170,000 = 12.23 \rightarrow 12$ 年			

内容を大別して、それぞれに適用される耐用年数に基づいた年間の償却額を算出、取得価額の合計額を償却額の合計額で割ることで平均的な耐用年数を算出します。

賃借物件によっては契約の更新ができないものがあります。そのような有期契約の賃借物件に対する内部造作の耐用年数は賃借期間になります。例えば賃借期間5年間で更新できなければ耐用年数は5年になります。

償却方法は、法人であれば原則「定率法」、個人事業者であれば原則「定額法」です。ただし、「建物」は「定額法」が強制適用されます。

<減価償却～LED照明の取替費用・・・資本的支出、それとも修繕費?～>

東日本大震災後、節電対策としてLED照明が普及しています。市場規模で2011年は前年比2.6倍の2,212億円、2012年は3,738億円、2020年には4,595億円まで拡大することが見込まれています。

LED照明の特徴(メリット)として以下が挙げられます。

(1)長寿命

蛍光灯の約4倍、白熱灯の約40倍に相当します。電球交換の手間が軽減されるとともに資源の有効活用につながります。

(2)省電力

一般的な白熱電球の約10分の1、蛍光灯の約2分の1です。

(3)安全性

軽くて丈夫。落下によるガラスや有害水銀の飛散がありません。

(4)発熱量が少ない

エアコンなどの空調設備の負担が軽減します。

(5)紫外線、赤外線の出が少くない

生鮮品が劣化しにくく、虫の飛来を抑制します。

低価格化が進んでいること、電気料金の値上げが予定されていることもあり今後も取り替えを実施する企業の増加が見込まれます。

良いことづくめのLED照明ですが、取り替えた場合の課税上の取り扱いはどうなるのか。性能が高まったということで資本的支出として減価償却の対象になるとも考えられます。

これについて国税庁が質疑応答事例を公表しました。結論としては修繕費としてOKです。理由としては使用可能期間、性能が向上したとはいえ、照明器具としての効用は同じだから修繕費とするのが相当ということです。

<5月の税務など>

・4月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限 5月10日(木)
・3月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限 5月31日(木)
・9月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限 5月31日(木)
・消費税の年税額400万円超の6月、9月、12月 決算法人・個人事業者の中間申告	申告期限 5月31日(木)
・確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	納付期限 5月31日(木)
・自動車税の納付	5月中において都道府県の条例で定める日
・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の 通知	5月31日までに通知

<あとがき>

長野県茅野市のフレンチレストラン「エスポワール」ではカラス料理を提供しているそうです。7年前に考えだし1年前から提供を開始、今では1日に5、6組のお客様からの注文がある程の人気、とてもおいしいようです。

カラスといえば電線上から糞を落とされたことが1度あります。木の実でも落ちてきたのかと感じる程の衝撃があり、クリーニング代出費という衝撃も重なりました。この機会に仕返しよろしく食べに行こうかと思いますが食すには少々躊躇します。仇討ちいただける方がいらっしゃればよろしくお願ひしたいところです。